

船舶インシデント調査報告書

令和5年8月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年11月19日 06時50分ごろ
発生場所	千葉県南房総市小浦漁港西方沖 小浦港西防波堤灯台から真方位269° 1.5海里付近 （概位 北緯35° 04.8′ 東経139° 48.4′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、漂流中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年12月14日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約3.25m） なし、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力1.47kW、回転数毎分 6,000、1気筒、ボア45mm、使用燃料ガソリン、機関製造年 月不詳
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風速 約2.0m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ干潮時
インシデントの経過	<p>本船は、操縦者ほか知人1人が乗り、小浦漁港西方沖で船外機を停止して漂流中、操縦者が釣り場を移動しようとして船外機のリコイルスターターのロープを引いたがロープが固着して動かず、船外機が始動できなかった。</p> <p>操縦者は、付属工具の携帯を失念していたのでリコイルスターターを開放することができず、リコイルスターターのロープが固着した原因が判明しなかった。</p> <p>操縦者は、備えていたオールで南房総市岩井海岸沖に向かおうとしたが風で流され、自力での航行を諦めて118番通報を行い、来援した巡視艇に知人と共に救助されて本船が揚収され、館山港に運ばれた。</p> <p>操縦者は、本インシデント発生前に釣り場の移動を繰り返していたが、船外機が始動しにくいとは感じていなかった。</p> <p>本船の船外機は、操縦者が取り外して巡視艇に渡そうとしていたところ、波を受けて船体が動揺した際に海中に落下した。</p> <p>船外機の取扱説明書には、注意として次の記載がある。</p> <p>付属工具と付属部品は、点検整備、応急修理にかかすことのでない</p>

	<p>ものです。いつも所定の場所に格納しておきましょう。</p>
分析	<p>本船は、漂流中、操縦者が船外機を始動しようとリコイルスターターのロープを引いた際、同ロープが固着したことから、船外機の始動ができなくなり、運航不能となったものと考えられるが、本インシデント後、船外機が海中に落下したことから、リコイルスターターのロープが固着した原因を明らかにすることができなかった。</p> <p>操縦者は、付属工具の携帯を失念したことから、リコイルスターターを開放することができず、リコイルスターターのロープが固着した原因が判明しなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、漂流中、操縦者が船外機を始動しようとリコイルスターターのロープを引いた際、同ロープが固着し、船外機の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船外機を搭載するミニボートの操縦者は、船外機を使用する際、ミニボートに付属工具を持ち込むこと。